

# 1. 各制度関係の比較

## 1) 利用者の対象

- (1) 保育制度 → ○「保育に欠ける」の基準と適合する者
- (2) 障害者自立 → ○ 障害児・者として認定された者
- (3) 介護制度 → ○ 要介護者、要支援者として認定された者

## 2) 利用者への補助制度(給付)

- (1) 保育制度 → ○利用者の「年齢・定員(規模)・地域」別の単価に基づき機関補助(運営費、事業費、事務費) ⇒ 「公」が関与
- (2) 障害者自立 → ○利用者個人への補助金制度・代理受領制度  
(第一次審査) 全国共通の106項目からなる心身状況で審査、  
(第二次審査)(1~6段階)で市町村が給付を決定  
⇒ 「公」が関与し決定
- (3) 介護制度 → ○ ⇒ 「公」が関与し決定 :下記参照

## 2) 利用者への補助制度(給付):介護制度補足

### (3) 介護制度

- ① 現物給付 ⇒ 利用者がサービスに要した費用の10%をサービス提供業者へ支払う。残り90%は、保険者(公)から事業者が受けとる(下記(注))。
- ② 償還払い ⇒ 利用者が一旦全額支払う、後から保険給付(90%)を受け取る。  
(福祉用具、住宅改修等にこの方式が用いられる。)

(注) 利用者への個人別補助金制度

- ・ 公費(国 — 25%、都道府県 — 12.5%、市町村 — 12.5%)  
= 税金部分 + 保険料で全体の財源を確保。
- ・ 給付内容「①在宅に関するもの(12項目)②施設に関するもの(3項目)③市町村独自」等

→ ※ 5) に関連

### 3) 利用者負担制度 → 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 → ○ 応益を加味した応能負担(全国平均、保育料で約48%、「公」が約52%)
- (2) 障害者自立 → ○ 基本は10%定率負担(所得に応じた上限あり・基本は応益負担の考え方)
- (3) 介護制度 → ○ 介護サービス費用の10%利用者負担(利用したサービスの報酬単価の1割を自己負担する応益負担、高額介護サービス費としての払い戻し有)

### 4) 利用者の認定制度 → 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 → ○ 国の基準と市町村の基準(保育に欠ける)
- (2) 障害者自立 → ○ 国の基準で市町村が審査・認定(一定期間ごと見直し)
- (3) 介護制度 → ○ 保険者(市町村)が要介護度認定(一定期間ごと見直し)